

# 監査報告

(「第15期 事業報告」ご参照)

**事業報告P.45の**

**監査委員会監査報告書謄本に記載のとおり、**

**当監査委員会は**

**2019年4月1日から2020年3月31日までの**

**第15期事業年度における取締役及び執行役の**

**職務の執行に関して監査しました。**

# 監査報告（「第15期 事業報告」ご参照）

## （監査の方法及びその内容）

監査に当たっては、特に以下の点を重視しました。

- ① 取締役・会計監査人等からの報告及び関連質疑
- ② 内部監査部門による監査の活用
- ③ 経営会議等の重要な会議への出席
- ④ 子会社の取締役・監査等委員会等との情報・意見交換

# 監査報告（「第15期 事業報告」ご参照）

## （具体的な活動状況）

- ① 毎月の監査委員会における質疑  
（関係役職員・外部監査人・内部監査担当執行役）
- ② 海外拠点等への往査・関係監督当局との面談等
- ③ 代表執行役との意見交換（年2回）
- ④ 主たる子会社の監査委員等との意見交換  
（年2回、常勤監査委員は別途毎月）
- ⑤ 取締役会への報告・提言

# 監査報告（「第15期 事業報告」ご参照）

## （具体的な活動状況）

- ⑥ 会計監査人の監査に係る監督  
監査の計画段階より事業年度を通じて、  
監査上の主要な検討事項<sup>(※)</sup>を始めとした  
財務報告にかかる重要な事項について報告を受け、  
協議を行いました。

(※) 会計監査人は、「監査上の主要な検討事項」を  
監査報告書に記載しています。  
事業報告P.42及び当社ウェブサイトに掲載している  
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書をお読みください。

# 監査報告（「第15期 事業報告」ご参照）

## （事業報告等の監査結果）

- ① 第15期事業報告は、法令・定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役・執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法定・定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムは相当であると認めます。

# 監査報告（「第15期 事業報告」ご参照）

**（計算書類・附属明細書・連結計算書類の監査結果）**

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの  
監査の方法・結果は相当であり、  
計算書類・附属明細書・連結計算書類において  
指摘すべき事項はありません。

以上